

6月1日は 人権擁護委員の日

●人権相談のご利用を
●全国人権擁護委員連合会では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権に関する啓発行事や全国一斉人権相談などを行っています。秘密は厳守します。人権に関する悩みを、お気軽にご相談ください。

【相談日時】毎月第1・第3金曜日(1月の第1週を除く。6月は3日・17日)午後1時～4時(受け付けは午後3時30分まで)
【会場・申込み】当日直接、区役所第1分庁舎2階区民相談室へ。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

チャドクガの幼虫にご注意を

チャドクガの幼虫(写真下)は、初夏から秋にツバキやサザンカに発生する、黒地にオレンジ色の体長約3cmの毛虫です。毒針毛があり、毛に触れると激しいかゆみに襲われ発疹がでます。幼虫の抜け殻や死骸に触れても発疹するのでご注意ください。



▼素手でさわらない
▼刺されたと感じたら、セロテープなどで毛を取り除き、せっけんでよく洗う
▼発疹がひどいときは、皮膚科を受診する
▼市販の薬剤で幼虫を駆除する(特別出張所で噴霧器を貸し出しています)
【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。



講座「いま知っておきたい マイナンバー制度」

●新宿消費生活センター委託講座

【日時】6月25日(土)午前10時～11時30分
【会場】新宿文化センター(新宿6-14-1)

【対象】区内在住・在勤・在学の方、40名
【内容】制度のメリットや基礎知識、トラブルへの対処法(講師は嶋田実名子・個人情報保護委員会委員)

【申込み】往復はがきに4面記入例のとおり記入し、6月15日(必着)までに新宿未来創造財団文化・学習課(〒160-0022新宿6-14-1、新宿文化センター内) ☎(3350)141へ。応募者多数の場合は抽選。

リサイクル講座

①古布からリバーシブル帽子作り
【日時】6月17日(金)午前10時～12時

【持ち物】古い服等の木綿の布(約70×70cm。異なる色・柄の2～3種類。ほどこいてアイロンをかける)のほか

②傘の布からエコバッグ作り
【日時】6月26日(日)午後1時～4時

7月1日から井戸の設置基準が変わります

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」が改正され、これまでは、揚水機の出力が300Wを超える場合に設置届が必要でしたが、7月1日以降に設置工事を着工する井戸は、揚水機の出力が300W以下でも設置届が必要になります。
※一戸建て住宅で家事用のみを使用する場合はこれまでと同様に、300W以下なら設置届は必要ありません。
【問合せ】環境対策課公害対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3764へ。

建築物等は定期的な調査をしてください

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4323・☎(3209)9227へ。

特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等は定期的な調査・検査が義務付けられています

★6月1日から定期報告の対象に「防火設備(防火扉等)」が追加されます

★定期報告の対象となる特定建築物に「認知症高齢者・障害者グループホーム等」が加わります

建築物等は、劣化による外壁・看板等の落下や、地震等による大きな被害の発生を未然に防ぐため、計画的な修繕・改修を行うことにより適切に維持管理することが必要です。
不特定多数の方が利用する特定建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者には、1年または3年に1回、構造や設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが建築基準法で義務付けられています(敷地内に延べ面積1万㎡を超える建築物がある場合は東京都へ報告してください)。

【報告する方】建築物等の所有者・管理者
【報告内容】防火や避難時の安全、耐久性、衛生等の状況や、建築設備・昇降機の作動等について、専門技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査・検査員に依頼し、報告
【報告先】区が業務を委託している次の受託者
▼特定建築物・防火設備：東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒

150-8503渋谷区渋谷2-17-5、シオノギ渋谷ビル) ☎(5466)2001
▼建築設備：日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0003港区西新橋1-15-5、内幸町ケイズビル) ☎(3591)2421
▼昇降機等：東京都昇降機安全協議会(〒151-0004、渋谷区代々木1-35-5) ☎(6304)2224・2225

Table with 3 columns: 用途 (Use), 報告の対象となる規模 (Scale of reporting target), 報告時期 (Reporting period). Rows include categories like 劇場・映画館・演芸場, 観覧場, 旅館・ホテル, 百貨店, 病院, 学校, 百貨店・マーケット, 展示場, 事務所, 下宿, 防火設備, 建築設備, 昇降機等.

※1 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後を除く
※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ対象
※3 共同住宅の住戸内は、特定建築物・防火設備・建築設備の定期調査・検査結果の報告対象から除く
※4 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例：ホームエレベーター)を除く